

「避難確保計画（要配慮者利用施設等）」記載例

「〇〇〇〇（施設名）」における津波の発生時の避難確保計画

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、「〇〇〇（施設名）」の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

(1) 津波到達時間が長い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・ 緊急地震速報 ・ 津波注意報発表	・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・ 津波警報発表	・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
		・ 保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・ 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・ 避難指示等の発令 ・ 津波特別警報（大津波警報）発表 ・ 危険の前兆を確認 等	・ 避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権原者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

(2) 津波到達時間が短い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・ 緊急地震速報	・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・ 津波注意報発表	・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
		・ 保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・ 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・ 避難指示等の発令 ・ 津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 ・ 危険の前兆を確認 等	・ 避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権原者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報（エリア）メール
避難指示	緊急速報（エリア）メール、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）

イ 停電時は、ラジオ、携帯電話等を活用して情報収集するものとし、これに備えて乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

ア 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇〇〇（緊急避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）

ウ 非常体制に移行した場合には、宇部市〇〇課（連絡先）に「これより〇〇〇〇（緊急避難場所）に避難する」旨を連絡する。

エ 非常体制に移行した場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行したので、〇〇〇〇（緊急避難場所）へ避難する。児童引き渡しは〇〇〇〇（緊急避難場所）において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。

（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）

オ 避難完了後、宇部市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。

カ 避難の完了後、別紙△「保護者連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（緊急避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

5. 避難誘導

(1) 緊急避難場所

ア 緊急避難場所は、宇部市〇〇〇町〇丁目〇〇番「〇〇〇〇（緊急避難場所）」とする。

イ 津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇階へ避難するものとする。

(2) 避難経路

緊急避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

(3)避難誘導方法

- ア 日頃より、緊急避難場所や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。
緊急避難場所に誘導するときは、緊急避難場所及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- イ 施設外へ避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- ウ 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- エ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- オ 津波到達時間が長いなど、時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- カ 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- ア 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。
- イ これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

[避難確保資機材等一覧]

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料、施設内の一時避難のための水・食料、防寒具

7. 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - イ 毎年〇月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添1 自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、津波の発生時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、津波の発生時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を与える。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編制に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編制に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 防寒具